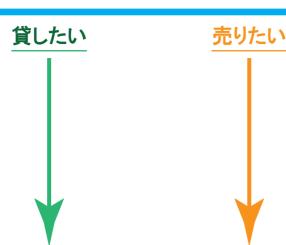
✓空家をどうしたいですか?



事業所にしたい

解体したい

危険空家除却事業

危険な状態にある空家除去費 用を助成します。

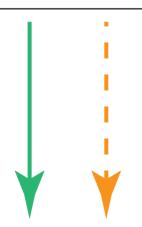
補助率 4/5 最大

※町が判断した危険空家のみ ※お問合せは下記建設課まで

✓空家の状態はいかがですか?

即入居・活用できる

修繕・増改築が必要



地域商業等支援 事業費補助金

町内で起業等をご検討の方を 助成します。

補助率 1/2 最大

※家賃は最大月額8万円×12ヵ月 ※お問い合わせは下記商工観光課まで



空家等再生推進 事業補助金

地域の維持・再生に十年以上 供する事業所の改修費を助成 します。

補助率 2/3 最大

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に 着工した建築物は耐震診断必 須。別途補助金有

※お問い合わせは下記地域振 興課まで

空家・空地バンク制度

- 「空家バンク制度」は、空家・空地の権利を有する方からの申請受付後、町 が連携する不動産業者等の仲介により、貸出または売買が可能となった物件に ついて、町ホームページ等を通じて情報発信を行う制度です。

空家のクリーニング・残置物処分に 要する経費を助成します。

補助率 1/2 最大

万円

※空家・空地バンクへの登録が必要 ※お問い合わせは下記地域振興課まで

空家改修事業補助金

賃貸物件として貸し出される 空家の改修費用を助成します。

補助率 1/2 最大

※空家・空地バンクへの登録が必要 ※耐震工事を行わない場合は 最大 150 万円

※お問い合わせは下記地域 振興課まで

【お問い合わせ】

隠岐の島町役場 隠岐の島町役場 隠岐の島町役場 建設課

商工観光課 地域振興課 TEL:08512-2-8564

TEL:08512-2-8575

TEL:08512-2-8570

※空家についての相続・危険空家除却事業 ※地域商業等支援事業補助金

※空家改修・クリーニング、空家等再生推進事業補助金、空家・空地バンク制度